

金沢市近江町消費生活センターからのお知らせ

1. 相談のお知らせ

金沢市近江町消費生活センターでは、消費者と事業者間のトラブルに関する相談を受け付けています。また、専門家による相談も受け付けています。くわしくは下記のとおりです。

相談名	相談内容	相談日・時間
消費生活相談	悪質商法や架空請求など、消費生活相談員による相談	月～金曜日 及び 第3日曜日 9:00～17:00
多重債務相談（要予約）	弁護士、司法書士による専門相談	【弁護士による相談】 第1、第3月曜日 10:00～12:00 【司法書士による相談】 第2、第4木曜日 13:00～16:00
多重債務・生活なんでも相談	多重債務や生活再建に関する相談	第2、第4水曜日 13:00～17:00

※このほかに、毎月第3火曜日13:00～17:00に民間支援団体による多重債務・生活再建相談会を実施しています。多重債務相談につきましては、事前に近江町消費生活センターへご相談ください。土曜、第3を除く日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休業します。

2. 出前講座のお知らせ

金沢市では、下記のテーマについて講師が地域に出向く無料の出前講座を実施しています。

金沢市消費者出前講座

- ①契約の基礎知識及び悪質商法の実態と対策（一般向け）
- ②悪質商法に対する高齢者の被害防止（高齢者向け）
- ③高齢者の被害防止と早期発見（介護関係者向け）
- ④寸劇（金沢市校下婦人会連絡協議会）
悪質商法に対する防止と啓発【6月～11月、2月のみ】
- ⑤食の安全・安心と食生活
- ⑥消費生活と法律
・消費トラブルを防ぐ契約の知識
・消費トラブル対処の法律知識



暮らしに身近なお金や経済の情報

- ①60歳からの人生とお金（高齢者向け）
- ②かしこい遺産分割の方法（高齢者向け）
- ③おいしい話にご用心（一般向け）
- ④高齢者の未来を守る成年後見制度（高齢者向け）
- ⑤子どもと学ぶお金の使い方（親子向け）

など

※開催1ヶ月前程度までに所定の申請書（ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入のうえ、人権女性政策推進課まで郵送もしくはFAXにてお送りください。

消費生活についてのご相談やお問い合わせは

金沢市近江町消費生活センター

〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階
【受付時間】9:00～17:00 月曜日～金曜日・第3日曜日
※土曜、第3を除く日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休業します。

TEL 076-232-0070 FAX 076-260-6730

「いいねっと金沢」消費者生活情報ページ
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22075/syouthpage/>

この冊子に関する
お問い合わせは

金沢市人権女性政策推進課

TEL 076-220-2095 FAX 076-260-1178
E-mail: jinkenjyousei@city.kanazawa.lg.jp



この冊子は石川県金融広報委員会の助成により作成しました。

金沢市



消費生活だより

編集・発行／金沢市近江町消費生活センター
金沢市人権女性政策推進課

2018年 夏号
8月発行

架空請求が急増しています！

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」はがきが届いたから連絡して、自分の情報を教えてしまった。

スマートフォンに「未納料金があり、連絡しないと裁判を起こす」とのメッセージが届いて、支払いを要求された。

①未納料金を請求されても、決して相手に連絡しないようにしましょう。

②プリペイドカードで支払うように指示されても、決して応じてはいけません。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号 () 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。数字3桁

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月1日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目 03-
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）

※国民生活センターホームページより

法務省管轄支局
民事訴訟告知センター
国民訴訟通達センター
などは存在しません！

困ったことがあれば、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

金沢市近江町消費生活センター

相談電話番号 076-232-0070

（月曜日～金曜日・第3日曜日9時～17時）

消費者被害を防ぐために

平成29年度中に多かった相談

第1位

架空請求

身に覚えのないはがきや
メッセージによる架空請求



第2位

有料サイト利用料等

有料動画サイト未払金請求や
ワンクリック詐欺



第3位

電話回線等の勧誘

光回線・プロバイダの
変更トラブル



だまされないための「5つのポイント」

① 安易なもうけ話は まず疑う

もうけ話を他人に紹介する
ことは通常考えられません。



② きっぱり断る

最初の電話や訪問時が肝心
です。曖昧な断り方は止め、
きっぱりと断りましょう。



③ 個人情報をお教えしない

「話だけなら」と聞いている
うちに大事な個人情報を
聞き出されることがあります。
不要な電話はすぐに切
りましょう。



④ 契約書をしっかり確認

内容が分からない契約に
うかつに署名・捺印をして
はいけません。契約書は大
切に保管しましょう。



⑤ 一人で悩まず相談を

契約する前に家族や友人に相談を
しましょう。不審に思ったら
被害が拡大する前に消費生活センターへ相談を。



相談急増！

フリマサービスでのトラブルにご注意

～個人同士の取引である事を十分理解しましょう～



平成29年度の相談は5年前の20倍に！

※フリマサービスとは…インターネット上で個人同士が商品等を取引できる
フリマアプリやフリマサイト等のフリーマーケットサービスのこと

事例

- ▶ フリマアプリで購入した商品が偽物だったのに返品に応じてもらえず、
アプリ運営事業者に相談したら「当事者間で話し合うように」と言われた。
- ▶ フリマアプリで洋服を出品し発送したが、購入者から
「商品が届かない」と苦情を受けた。
- ▶ 高校生の息子がフリマアプリで加熱式たばこ機器を
購入し使用していた。



アドバイス

- ▶ フリマサービスは個人同士の取引であり、トラブルは当事者間
で解決するように求められている点を理解して利用しましょう。
- ▶ 利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしま
しょう。
- ▶ 未成年者がフリマサービスを利用する場合は、家庭で利用方法
を十分に話し合しましょう。

※国民生活センターホームページより抜粋

高齢者の方を対象に、特殊詐欺や悪質商法からの被害を防止するため、
無償で「**通話録音装置**」を貸出しています。



通話録音装置

貸出しの対象者となる方

市内在住の高齢者(65歳以上)の方で

- 一人暮らしの方
- 高齢者のみの世帯の方
- 日中に高齢者のみとなる世帯の方

貸出期間

半年間(最長1年まで延長可)



くわしくは
金沢市人権女性政策推進課まで
お問い合わせ下さい。